

検討事項	<p>【必須事項】 自己情報の開示請求に係る手数料について (法第 89 条第 2 項)</p>																										
前提	<p>1 改正法 改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 89 条第 2 項は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定するとともに、同条第 3 項においては、その額は、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとも規定しています。</u> また、個人情報保護委員会は、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられないとしています。</p> <p>2 現行条例 現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 42 条第 1 項は、自己情報の開示等に係る<u>手数料は、無料とすると規定しています。</u> ただし、同条第 2 項において、<u>公文書の写しの交付により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないとしています。</u></p> <p>現行の個人情報保護条例施行規則第 23 条別表に規定する写しの作成等に要する費用は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="391 1120 1412 1825"> <thead> <tr> <th>公文書の種類</th> <th>写しの作成方法</th> <th>規格</th> <th>費用の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文書、図画及び写真</td> <td rowspan="2">乾式複写機による作成</td> <td>単色刷り</td> <td>1 枚につき 10 円</td> </tr> <tr> <td>多色刷り</td> <td>1 枚につき 50 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電磁的記録</td> <td>録音カセットテープへの複写による作成</td> <td>記録時間 120 分</td> <td>1 巻につき 150 円</td> </tr> <tr> <td>ビデオカセットテープへの複写による作成</td> <td>記録時間 120 分</td> <td>1 巻につき 250 円</td> </tr> <tr> <td>フロッピーディスクへの複写による作成</td> <td>3.5 インチ</td> <td>1 枚につき 30 円</td> </tr> <tr> <td>CD-R への複写による作成</td> <td>650 メガバイト</td> <td>1 枚につき 100 円</td> </tr> <tr> <td>DVD-R への複写による作成</td> <td>4.7 ギガバイト</td> <td>1 枚につき 100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を 1 枚として計算する。 公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付をする場合は、日本工業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いるものとする。 	公文書の種類	写しの作成方法	規格	費用の額	文書、図画及び写真	乾式複写機による作成	単色刷り	1 枚につき 10 円	多色刷り	1 枚につき 50 円	電磁的記録	録音カセットテープへの複写による作成	記録時間 120 分	1 巻につき 150 円	ビデオカセットテープへの複写による作成	記録時間 120 分	1 巻につき 250 円	フロッピーディスクへの複写による作成	3.5 インチ	1 枚につき 30 円	CD-R への複写による作成	650 メガバイト	1 枚につき 100 円	DVD-R への複写による作成	4.7 ギガバイト	1 枚につき 100 円
公文書の種類	写しの作成方法	規格	費用の額																								
文書、図画及び写真	乾式複写機による作成	単色刷り	1 枚につき 10 円																								
		多色刷り	1 枚につき 50 円																								
電磁的記録	録音カセットテープへの複写による作成	記録時間 120 分	1 巻につき 150 円																								
	ビデオカセットテープへの複写による作成	記録時間 120 分	1 巻につき 250 円																								
	フロッピーディスクへの複写による作成	3.5 インチ	1 枚につき 30 円																								
	CD-R への複写による作成	650 メガバイト	1 枚につき 100 円																								
	DVD-R への複写による作成	4.7 ギガバイト	1 枚につき 100 円																								

実施機関 の考え方	<p>現行条例と同様に、開示手数料を徴収せず、コピー代等の実費相当額のみを徴収することが適当と考えます。</p> <p>また、現行規則で定める電磁的記録の写しの作成方法についても、実態にそぐわない媒体（カセットテープ、ビデオテープ、フロッピーディスク）への複写は削除するなどの見直しが必要と考えます。</p>
--------------	--